

令和4年12月12日（月）～12月18日（日）の移動制限地域について

 は国の緊急事態宣言対象地域
 は自治体独自の緊急事態宣言発出地域

当道府県	指標 現在のレベル	高度警戒地域／警戒地域／要注意地域	まん延防止等 重点措置
北海道	2	警戒地域	
青森	2	警戒地域	
岩手	2	警戒地域	
宮城	2	警戒地域	
秋田	2	警戒地域	
山形	2	警戒地域	
福島	2	警戒地域	
茨城	2	警戒地域	
栃木	2	警戒地域	
群馬	2	警戒地域	
埼玉	2	警戒地域	
千葉	2	警戒地域	
東京	2	警戒地域	
神奈川	2	警戒地域	
新潟	2	警戒地域	
富山	2	警戒地域	
石川	2	警戒地域	
福井	1	要注意地域	
山梨	2	警戒地域	
長野	2	警戒地域	
岐阜	2	警戒地域	
静岡	2	警戒地域	
愛知	2	警戒地域	
三重	2	警戒地域	
滋賀	2	警戒地域	
京都	2	警戒地域	
大阪	2	警戒地域	
兵庫	2	警戒地域	
奈良	1	要注意地域	
和歌山	2	警戒地域	
鳥取	2	警戒地域	
島根	2	警戒地域	
岡山	2	警戒地域	
広島	2	警戒地域	
山口	2	警戒地域	
徳島	2	警戒地域	
香川	2	警戒地域	
愛媛	2	警戒地域	
高知	1	要注意地域	
福岡	2	警戒地域	
佐賀	2	警戒地域	
長崎	2	警戒地域	
熊本	2	警戒地域	
大分	2	警戒地域	
宮崎	1	要注意地域	
鹿児島	2	警戒地域	
沖縄	1	要注意地域	

（参考）都道府県のレベル判断に係る指標及び目安 <https://corona.go.jp/emergency/>

国内における移動制限に関する基準について

令和2年8月4日制定、令和2年10月6日改訂、
令和3年1月12日改訂、令和3年1月29日改訂、
令和3年3月16日改訂、令和3年4月6日改訂、
令和3年12月22日改訂、令和4年6月7日改訂

富山大学新型コロナウイルス危機対策本部では、学生及び教職員など本学構成員に対して「新型コロナウイルスに関する対応について」において感染予防対策を始め、教育、研究等への活動制限を実施してきました。このたび学生・教職員の国内における移動制限に関する基準について、次のとおり改訂しましたので、以降はこれに基づき行動していただくよう、お願いします。

この基準は毎週金曜日に見直し、翌週に適用します。基準の適用に当たっては、内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」の「都道府県のレベル判断に係る指標及び目安」の各団体が判断した現在のレベルを採用し、レベル1を「要注意地域」、レベル2を「警戒地域」、レベル3を「高度警戒地域」、レベル4を「緊急事態宣言」が発出された地域とします。

○ 学生・教職員（附属病院職員及び医療実習生等関係者を除く）の出張・旅行等の移動制限について、次のとおり取り扱います。

1) 「**緊急事態宣言**」（都道府県が個別に発出するものを含む。）が発出された地域については、宣言が解除されるまで当該都道府県への出張・旅行等は原則禁止とします。なお、業務の関係からやむを得ず移動する場合は、事前に部局長の許可を受けるとともに、帰着した後の7日間は自身の健康観察を厳重に行ってください。

2) **高度警戒地域**（緊急事態宣言が発出された都道府県は除く。）への移動は、感染防止対策を徹底した上で可能とします。さらに「まん延防止等重点措置」が実施されている区域への移動は、特に慎重に判断してください。

当該地域での活動は必要最小限として、感染リスクを高める行動は絶対に避けてください。その上で、帰着した後の7日間は、自身の健康観察をより注意深く行ってください。

3) **警戒地域**への移動は、感染防止対策を徹底した上で可能とします。

大人数や長時間の飲食、基本的感染防止策が不十分と思われる場所への出入り等、感染リスクを高める行動は絶対に避けてください。その上で、帰着した後の7日間は、自身の健康観察をより注意深く行ってください。

4) **要注意地域**への移動は、感染防止対策を徹底した上で可能とします。帰着した後の7日間は、自身の健康観察を注意深く行ってください。

5) **本学へ来学する方**は、国内出発地に関係なく、「富山大学における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に沿った感染防止対策を徹底の上、来訪をお願いします。ただし、緊急事態宣言が発出されている都道府県からの来学は、自粛願います。（緊急事態宣言が発出されている都道府県から来学している非常勤講師の授業については、遠隔授業又は休講とし、休講の場合は後日補講とします。）

改訂箇所は朱書き。上記の取り扱いについて、本学に罹患者が出た場合や、地域あるいは全国的な感染拡大が見られた場合は見直します。